

多摩市再犯防止推進計画



令和3年度 ➤ 令和7年度



令和3年12月策定
多摩市



はじめに

近年、再犯者数は少なくなっているものの、全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者率は約5割で推移しており、上昇傾向にあります。多摩市を管轄とする多摩中央警察署管内における再犯者率では、統計を取り始めた平成29年以降減少を続け、令和元年には46.3%と全国的な割合を下回っています。しかし、全体を見ると、検挙人員自体は年々増加している状況です。

多摩市は、安心・安全のまちづくりを目指し、平成20年10月に「多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例」、平成21年4月に「多摩市犯罪被害者支援条例」を施行し、現在に至るまで犯罪の予防に努めるとともに、犯罪被害者に対する支援体制を整えてきました。



一方で、国は、平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、翌年12月に国としての再犯防止推進計画が策定するなど、犯罪をした者等に対する支援体制の整備に向け、着実に歩みを進めています。このたび多摩市でも、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体が地方再犯防止推進計画の策定に努めることが規定されたことを受け、「多摩市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

本計画は、国の再犯防止推進計画に基づき策定された「東京都再犯防止推進計画」を上位計画とし、令和2年度に日野・多摩・稲城3市が協働して策定した「再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念」を基に策定した計画です。地域共生社会におけるソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の考え方のもと、国・都道府県・市区町村間での連携をより一層深め、保護司会や更生保護女性会等の民間協力者などの再犯防止活動にご尽力いただいている方々との密接な連携を行い、「息の長い支援」の実現を図ります。

犯罪をした者等は、就労、住居、保健医療、福祉、教育等多岐に渡る施策による支援が必要です。犯罪をした者等の孤立を防ぎ、地域社会の一員として社会復帰することができるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再犯防止に資する取組を推進していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました関係団体の皆様をはじめ、各場面で貴重なご意見・ご提言をお寄せくださった皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和3年12月

多摩市長 阿部 裕行

目 次

I 計画の策定について	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画の期間	2
(4) 対象者	2
(5) 取組方針	2
(6) 計画の推進体制	2
II 計画の背景	3
(1) 再犯防止に向けた国の取組	3
(2) 再犯防止に向けた東京都の取組	4
III 重点課題（項目）と主な取組	5
(1) 計画の体系	5
(2) 主な取組	6
重点課題1 就労・住居の確保等	6
重点課題2 保健医療・福祉サービスの促進等	10
重点課題3 非行の防止・学校と連携した修学支援等	17
重点課題4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	20
重点課題5 再犯防止のための連携体制の整備等	24
重点課題6 3市共通で行う取組	25
参考資料	26
1 全国の状況	27
2 多摩市の状況	29
3 多摩市再犯防止推進計画策定の経緯	32
再犯の防止等の推進に関する法律 概要	33
国の再犯防止推進計画 概要	35

(1) 計画策定の趣旨

全国における刑法犯の認知件数は、平成 14 年をピークに 17 年連続で減少しており、令和元年は戦後最小を記録するなど全国的に減少傾向にあります。多摩市を管轄する多摩中央警察署管轄内における認知件数及び刑法犯の検挙数も減少傾向にあります。

その一方で、刑法犯による検挙者の再犯者率は平成 9 年以降一貫して上昇しており、令和元年は 48.8% となり、実に検挙者の約 2 人に 1 人の割合と未だ高い水準にあります。

誰もが安心して暮らすことができるまち、「セーフ シティ」の実現を図るためにには、犯罪を未然に防ぐことだけでなく、再犯防止対策を推進することが不可欠です。地域で生活を送るために、助けを必要としながら支援に繋がっていない犯罪をした者等の孤立を防ぎ、地域社会の一員として社会復帰することができるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地域共生社会におけるソーシャル・インクルージョン（社会的包摶）の考え方に基づき、関係者や関係機関と連携を図りながら「息の長い」支援を行っていくことが求められています。

再犯防止施策は、就労、住居、保健医療、福祉等多岐に渡る施策による支援が必要となるため、基礎自治体である市の役割が極めて重要ですが、これらを特定の部署が全ての役割を担うのではなく、各関係部署と有機的に連携しながら取り組んでいく必要があります。

犯罪をした者等が地域社会にいち早く復帰することができるよう、再犯防止のための支援のあり方を示すとともに、その必要性について広く啓発を行うため、令和 2 年度に策定した「再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城 3 市共通理念」（以下、「3 市共通理念」という。）を基に、多摩市再犯防止推進計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法*第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画や東京都の再犯防止推進計画を勘案して策定します。

国の閣議決定（平成 29 年 12 月 15 日）した再犯防止推進計画に基づき、東京都の策定した再犯防止推進計画を上位計画とし、3 市共通理念を基に多摩市の現状に沿って策定した計画です。

本計画は、再犯防止のための施策だけでなく、就労支援や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進など、市民へ提供している各種施策で、再犯防止に資する取組となるものや、副次的な効果として再犯防止につながる可能性のある取組を記載します。

再犯防止に資する取組として行政施策を記載するだけでなく、民間協力者等の役割等が記載された計画を策定することで犯罪をした者等の円滑な社会復帰を後押しし、市民の犯罪被害を防止するとともに、地域住民に対する啓発を行うことで安全で安心して暮らせるまちを実現します。

地域福祉計画における「地域共生社会の実現」を含め、関連する分野別の計画と緊密な連携をとるものとします。

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間です。

(4) 対象者

本計画における対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。

■再犯防止推進法 附帯決議

本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不适当に拡大した適用をすることがないようにすること。

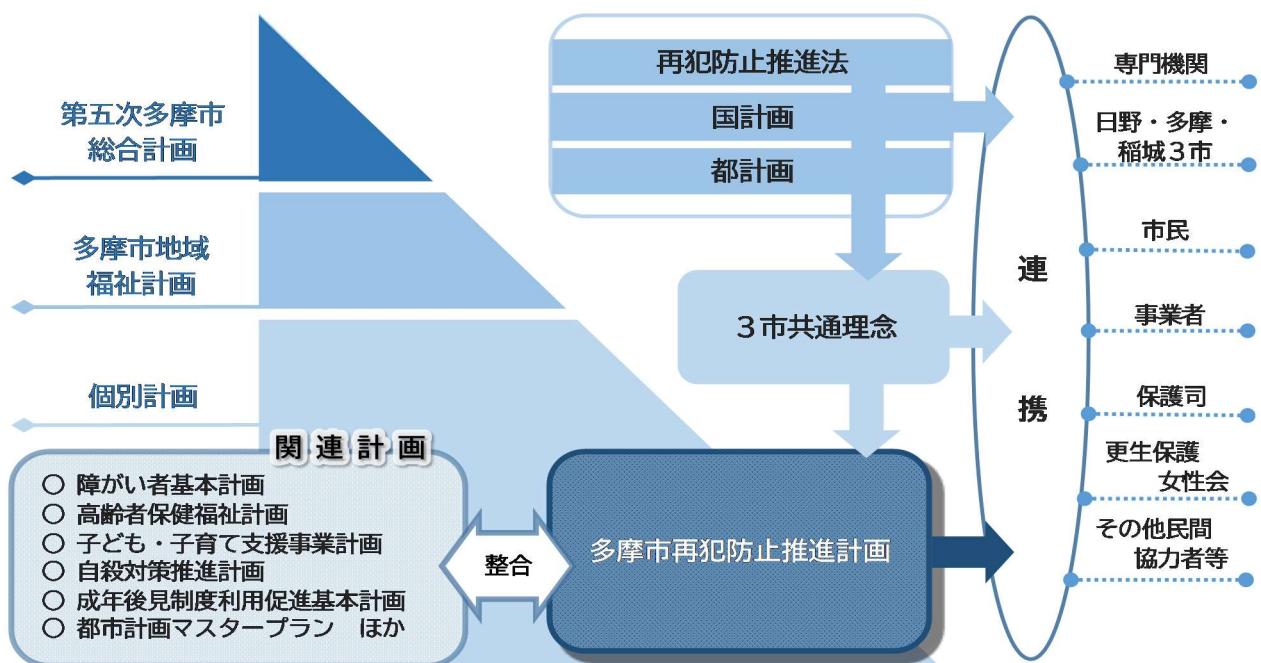
(5) 取組方針

国や東京都の基本方針等を踏まえ、3市共通理念で定めた基本方針を基に、多摩市では次の6つの重点課題を推進します。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑤ 再犯防止のための連携体制の整備等
- ⑥ 3市共通で行う取組

(6) 計画の推進体制

本計画は、各重点課題に沿った行政施策及び民間協力者等の諸活動について、再犯防止に資する事業を取りまとめています。計画の推進にあたり、多摩市地域福祉計画に内包される計画であることから、多摩市地域福祉計画市民委員会にて各施策の具体的な内容を把握し、意見交換を行いながら取組を進めてまいります。



国や東京都における再犯防止に関する動向

- 平成**
- 14年 全国における刑法犯の認知件数がピークとなる。(285万4061件)
 - 15年 犯罪対策閣僚会議が設置され、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定
 - 17年 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(いわゆる「骨太の方針」)に初めて「再犯の防止」を盛り込む。
 - 24年 犯罪対策閣僚会議において、日本で初めて刑事政策に数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」を決定
 - 25年 再犯防止対策の推進を盛り込んだ「世界一安全な日本」創造戦略」を閣議決定
 - 26年 犯罪対策閣僚会議において、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を決定
 - 28年
 - ・犯罪対策閣僚会議において、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」を決定
 - ・「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)の公布・施行
 - 29年 「再犯防止推進計画」(以下「国計画」という。)を閣議決定
 - 30年 薬物乱用対策推進会議において「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を策定
- 令和**
- 元年
 - ・全国における刑法犯の認知件数が戦後最小を更新(74万8559件)
 - ・「東京都再犯防止推進計画」の策定
 - ・犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止推進計画加速化プラン～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～」を決定

(1) 再犯防止に向けた国の取組（「令和2年版再犯防止推進白書」より）

国は、2003年（平成15年）に犯罪対策閣僚会議を開催し、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 -「世界一安全な国、日本」の復活を目指して-」を策定して以降、犯罪対策において、再犯を防止することが必要かつ重要であるとの認識の下、2012年（平成24年）に「再犯防止に向けた総合対策」を、2014年（平成26年）に「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を、それぞれ犯罪対策閣僚会議で決定するなど、様々な再犯防止対策を講じてきました。

そのような中、2016年（平成28年）12月、議員立法により、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下、「再犯防止推進法」という。）が成立し、施行されたことを受け、2017年（平成29年）12月、2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）末までの5年間を計画期間とする、国として初めてとなる再犯防止推進計画（以下、「国計画」という。）を閣議決定しました。この計画は、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画であり、次の5つの基本方針を設定しています。

【基本方針】

- I 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- II 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目がない指導及び支援を実施
- III 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- IV 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- V 再犯防止の取り組みを広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

(2) 再犯防止に向けた東京都の取組（「東京都再犯防止推進計画」より）

都内の刑法犯検挙人員は大幅に減少しているものの、検挙数における再犯者の数（以下、「再犯者率」という。）は約5割であり、大きな割合を占めています。

誰もが安全で安心して暮らすことができる「セーフ シティ」を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが不可欠です。

東京都はこれまで、法務省や保護司会等の関係機関・団体とも連携し、“社会を明るくする運動”をはじめとする啓発活動や、関係団体の活動支援に取り組んできました。

更生保護や再犯防止施策は、刑事施策の一環として、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪をした者等の中には、高齢である者、障害がある者、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しており、それらの者が必要な住民サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。

そこで、再犯防止推進法の趣旨やソーシャルインクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、国計画を踏まえ、再犯防止推進法第8条1項に基づく地方再犯防止推進計画として令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」（以下、「都計画」という。）を策定しました。この計画は、国計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、次の重点課題に取り組むこととしています。

【重点課題】

- ・ 就労・住居の確保等
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ・ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ・ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ・ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ・ 再犯防止のための連携体制の整備等